平成２８年（再イ）第２９号
山梨県甲斐市富竹新田999番地32
再生債務者　河西　隆平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月26日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（再イ）第４６号
静岡県浜松市西区篠原町21724番地の30
再生債務者　森下　範之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月26日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２８年（再イ）第２８号
徳島県勝浦郡勝浦町大字中角字前山37番地１、旧住所徳島県板野郡北島町中村字本須91番地２
再生債務者　盛田　朋洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月26日　　徳島地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第３０号
佐賀県多久市北多久町大字小侍725番地50
再生債務者　橋本　千春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月26日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（再イ）第３１号
佐賀県鳥栖市宿町1398番地３　サンパーク鳥栖202
再生債務者　松村　俊明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月26日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（再イ）第３４号
佐賀県小城市牛津町乙柳324番地１　セントラーザ乙柳203号
再生債務者　井手　貴文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月26日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（再イ）第５号
秋田県にかほ市象潟町字武道島18番地26
再生債務者　石垣　真紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月27日
秋田地方裁判所本荘支部再生係

平成２８年（再イ）第１６４号
千葉県市川市本行徳19番14号（エクレール壱番館201号）
再生債務者　森田　康弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第１６８号
千葉県市川市鬼越２丁目７番８号（下島荘102号）
再生債務者　木村　　彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第２１号
岡山県倉敷市上富井587番地36
再生債務者　細川　祥造
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月27日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２８年（再イ）第７１号
仙台市若林区保春院前丁41　シティハイツ41　101号（住民票上の住所）神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目９番13～102号
再生債務者　土橋　勝弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月27日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２８年（再イ）第１７２号
千葉県八千代市勝田台７丁目14番地19　ディアフラッツＶ511号
再生債務者　木下　直洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年１月27日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第48号

平成29年１月26日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 29 年２月 10 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Ｌ171号
2．名称　愛知時計電機株式会社
3．住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目２番70号
4．特定計量器の種類　水道メーター

計量法第 143 条第１項の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 382 号

計量法（平成４年法律第51号）第143条第１項の規定に基づき登録を行ったので、同法第159条第１項第21号の規定に基づき公告する。

平成 29 年２月 10 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　　敬

（平成29年１月19日登録分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	校正手法の区分の呼称
0329	株式会社尾崎製作所 東京都板橋区常盤台一丁目63番11号	株式会社尾崎製作所 千葉工場　品質保証部 千葉県富津市千種新田684番地	長さ	一次元寸法測定器